

第 5 次岬町総合計画策定方針

岬 町

令和 2 年 3 月

目次

1 基本的な考え方

- (1) 総合計画策定の趣旨
- (2) 総合計画策定の経緯
- (3) 新総合計画の名称
- (4) 総合計画の構成
- (5) 総合計画の策定内容

2 策定体制について

- (1) 住民組織の設置等
- (2) 庁内組織の設置

1 基本的な考え方

(1) 総合計画策定の趣旨

第5次岬町総合計画は、過去4次にわたり策定された総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにするために策定します。

(2) 総合計画策定の経緯

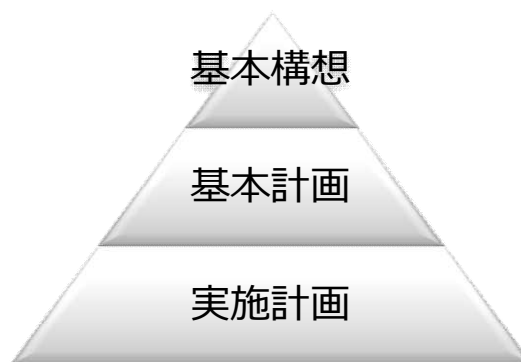
第1次岬町総合計画策定	昭和52(1977)年
第2次岬町総合計画策定	昭和63(1988)年
第3次岬町総合計画策定	平成12(2000)年
第4次岬町総合計画策定	平成23(2011)年

(3) 新総合計画の名称

「第5次岬町総合計画」とします。

(4) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造により構成します。



(5) 総合計画の策定内容

○基本構想

本町の課題を踏まえ、令和3年(2021年)から令和12年(2030年)までの10年間におけるまちの将来像や、まちづくりの基本的な方向性を示すものです。

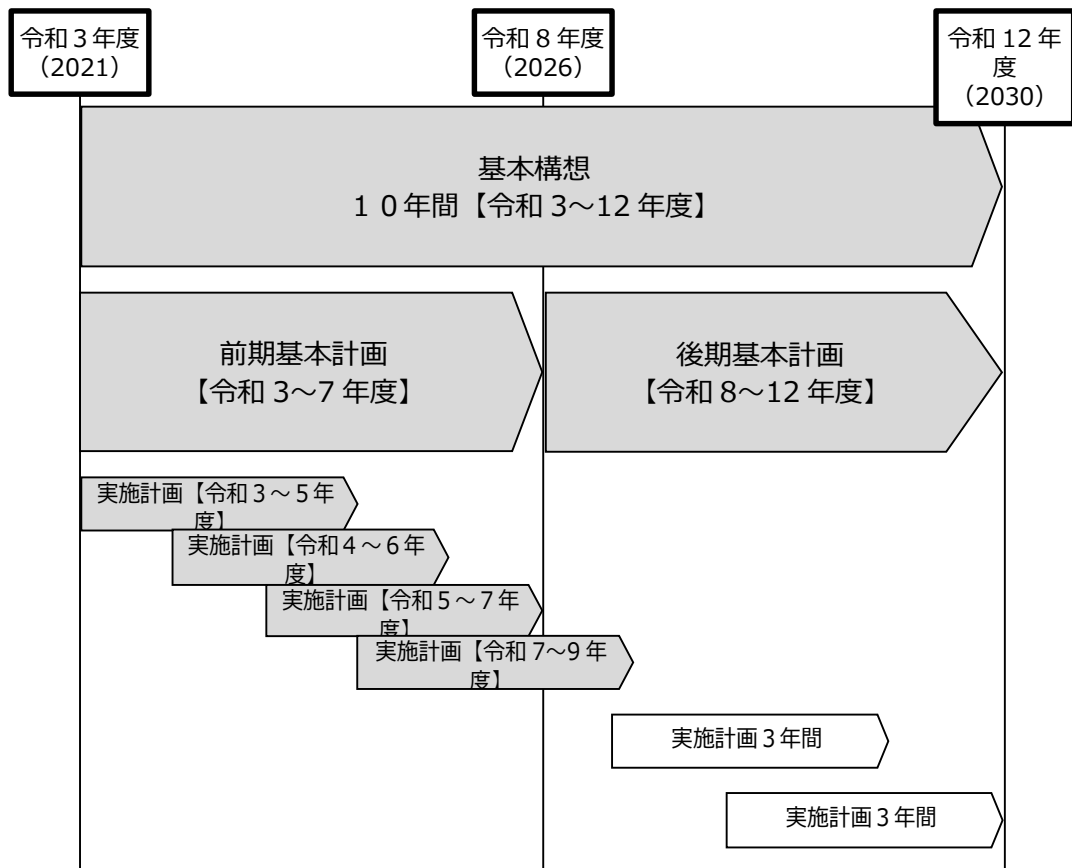
○基本計画

基本構想を実現するため、基本構想の計画期間の終期である10年後を見通して、中間年である令和7年(2025年)までの具体的な施策を示し、主な事業などを体系的に明らかにするものです。

また、基本構想の中間年には改めて施策の評価を行い、後期5年の基本計画を策定します。

○実施計画

基本計画を踏まえ、具体的な事業計画を明らかにするものです。毎年度の予算編成の基本になる計画で、3ヶ年の計画を毎年ローリングし、見直していきます。また、計画の策定にあたっては、財政計画との整合を図ります。



2 策定体制について

(1) 住民組織の設置等

総合計画審議会の設置等を行います。

1) 総合計画審議会

総合計画審議会は、町議会議員、学識経験を有する者、関係団体等の代表者、公募した住民などで構成します。

2) 住民参加

総合計画策定の基礎資料として、岬町の現状や将来像などについての住民意向等を把握するために、以下の住民意向調査等を行います。

- 住民意識（住民アンケート）調査
- 団体アンケート調査
- まちづくりワークショップ（住民参加によるワークショップ形式の会議）

計画案に対する住民からの意見募集（パブリックコメント）などを行います。

(2) 庁内組織の設置

策定にあたっては、庁内検討組織を設置します。総合計画が岬町の最上位の計画であることから、町行政の「全職員」が持てる能力を最大限発揮して、よりよい総合計画を策定できる体制を整えます。

1) 策定委員会（町長、副町長、部長）

総合計画の方針・内容の審議、策定の推進等庁内における意思決定を行います。

2) 策定部会（課長）

計画案策定に係る検討・調整を行います。

3) 作業部会（課長代理級以下の職員から募集又は各部より選抜）

計画案策定に係る作業を担当します。

4) 事務局（企画地方創生課）

事務局は、企画地方創生課の職員が担当し、総合計画策定の中心的な職員となり、作業全体の円

滑な実施・運営を行います。

5) その他職員

全職員は、総合計画策定に関わる情報の共有化を図りながら、策定委員会、策定部会、作業部会を支えます。

岬町総合計画策定体制

